

○ 盛岡市立玉山運動場(盛岡市屋外スポーツ施設条例)

ア 玉山運動場の利用料

区分				一般	高等学校生徒以下の者
料金を徴収しない場合	アマチュア競技に利用する場合	土曜日及び休日	1時間までごとに	310円	150円
			1日までごとに	2,000円	1,000円
		その他の日	1時間までごとに	210円	100円
			1日までごとに	1,340円	670円
	その他の催しに利用する場合	土曜日及び休日	1時間までごとに	1,360円	
			1日までごとに	8,730円	
		その他の日	1時間までごとに	1,050円	
			1日までごとに	6,720円	
料金を徴収する場合	アマチュア競技に利用する場合	土曜日及び休日	1時間までごとに	1,260円	630円
			1日までごとに	8,060円	4,030円
		その他の日	1時間までごとに	840円	420円
			1日までごとに	5,360円	2,680円
	その他の催しに利用する場合	土曜日及び休日	利用する日ごとにその日の最高入場料の100人分に相当する額(その額が63,000円に満たない場合は, 63,000円)		
			利用する日ごとにその日の最高入場料の100人分に相当する額(その額が52,500円に満たない場合は, 52,500円)		
		その他の日	利用する日ごとにその日の最高入場料の100人分に相当する額(その額が52,500円に満たない場合は, 52,500円)		
			利用する日ごとにその日の最高入場料の100人分に相当する額(その額が52,500円に満たない場合は, 52,500円)		

備考

- 1 「料金を徴収する場合」とは利用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。
- 2 「休日」とは、日曜日及び祝日法による休日をいう。
- 3 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に6時間を超えて利用する場合をいう。

イ 照明設備の利用料

1時間までごとに 1,470円